

令和 7 年度
国営施設応急対策事業旧迫川地区

簗岳揚水機場改修（その 1）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

国営施設応急対策事業旧迫川地区簗岳揚水機場改修（その1）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、国営旧迫川土地改良事業計画に基づき、簗岳揚水機場の補修を行うものである。

2 工事場所

宮城県遠田郡涌谷町太田地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

簗岳揚水機場補修 1 式

内訳

高圧洗浄工	A =	1,269 m ²
表面被覆工（吹付工法）	A =	1,269 m ²
ひび割れ補修工		
低圧注入工法	L =	23.9 m
充填工法	L =	15.6 m
断面修復工（左官工法）	A =	9.06 m ²
目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）	L =	40.8 m
仮設工		
仮囲い工	A =	761 m ²
工事用道路（旧迫川側、旧迫川旧河川側）	N =	2箇所
仮締切工（旧迫川側、旧迫川旧河川側）	N =	2箇所
その他仮設工		1 式

4 工事数量

「別紙－1 工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

(1) 旧迫川側の工事用道路

10月1日以降に造成を開始し、10月31日までに完成させなければならない。

また、2月1日以降に撤去を開始しなければならない。

(2) 旧迫川側の仮締切工

11月1日以降に設置を開始しなければならない。

また、1月31日までに撤去を完了しなければならない。

(3) 旧迫川旧河川側の仮締切工

11月1日以降に設置を開始しなければならない。

(4) 簗岳揚水機場補修

仮締切工を伴う補修は、11月1日以降に工事を開始し、1月31日までに完了しなければならない。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等69日を見込んでいる。なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「別紙2 工期通知書」により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている198日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに「別紙2 工期通知書」と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日(工事完了期限日)まで

※ 発注者が指定する工事完了期限日を記載。

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

4 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

箕岳揚水機場ゲート設備他製作据付工事（令和6年9月～令和8年3月）

箕岳幹線用水路改修その他工事（令和7年7月～令和8年6月）

2 第三者に対する措置

（1）騒音・振動対策

騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに地域住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2）保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

イ 交通誘導警備員は別図－1に示す位置に延べ100人計画している。

また、交通状況等により人数に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。

（3）交通対策

公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行等を優先するものとし、事故防止に努めなければならない。

（4）主要進入路

現場への主要進入路は、涌谷町道吉住長根線を通り、別図－2に示す仮廻し道路を通行するものとする。なお、同町道にある新地橋の重量制限は14tである。

3 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1－1－44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

4 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1－1－36及び3－2－2に基づき必要な措置を講じなければならない。なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工事用道路等

（1）町道吉住長根線

涌谷町道吉住長根線の使用に当たっては、別図－２に示す仮廻し道路及び図面に示す工事用道路取り付け区間について事前に路面状況を確認するものとし、施工に支障がある場合には監督職員と協議するものとする。また、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合にも同様とするものとする。

(2) 仮設盛土材

工事用道路（旧迫川側）に使用する盛土材は、以下に示す建設発生土受入地から搬入するものとする。

2 発生土（搬入）

本工事では、建設発生土受入地から発生土として次の土量の搬入を予定している。

名称	地先名	搬入予定量	運搬距離	備考
旧迫川旧河川敷内	遠田郡涌谷町太田字新地地内	522m ³	0.3km以下	

3 建設発生土受入地

建設発生土は、図面に示す箇所に搬出するものとする。

名称	地先名	搬入予定量	運搬距離	備考
旧迫川旧河川敷内	遠田郡涌谷町太田字新地地内	522m ³	0.3km以下	

4 仮囲い工

内面補修工の施工に当たっては、施工に伴う異物の飛散防止及び品質確保のため契約図面に示すとおり仮囲いを設置するものとする。

5 水替工

施工区間の下地処理工等の排水は、次のとおり想定している。

区 分	排水区分	排水量	個所数	排水先	備考
導水路	常時排水	Q _{max} =7m ³ /h 未満	1	旧迫川	仮締切時
	作業時排水				高圧洗浄時
堤外取付水路	常時排水	Q _{max} =30m ³ /h 未満	1	旧迫川旧河川	仮締切時
	作業時排水	Q _{max} =7m ³ /h 未満			高圧洗浄時
吐水槽	作業時排水	Q _{max} =7m ³ /h 未満	1	旧迫川	仮締切時

6 除雪工

除雪は計上していないが、降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保を予定している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事に必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図－3に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

- （1）工事用地等の使用に当たっては、「別紙－3 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （2）発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、工事施工に必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。
- （3）地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- （4）本工事で確保している工事用地等は道水路敷及び河川敷であり、使用に当たっては別途指示する道路占用許可条件等に基づき使用するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

（1）表面被覆工（吹付工法）

表面被覆工に用いる材料は無機系とし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

無機系被覆材（ポリマーセメントモルタル(繊維入り)）

試 験 方 法 等		規 格 値	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下（中性化速度係数 $18 \text{ mm}/\sqrt{t^{*1}}$ 以下）	
付着強度試験	JSCE-K561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $60 \pm 10\%$ 以上で 7 日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰返し回数は 10 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5 N/mm ² 以上
		多湿条件	
		低温条件	
		水中条件	1.0 N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件	
温冷繰返し条件			
圧縮強度試験	JSCE-K561（28 日養生）	21.0N/mm ² 以上	

試験方法等		規格値
長さ変化率試験	JIS A 1129 供試体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢 28 日の長さ変化率が 0.05% 以下
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験（案）※ ² （材齢28日、10時間経過後）	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.0 以下
凍結融解試験	JIS A 1148（A法） 試験条件：凍結融解 300サイクル	相対動弾性係数 85%以上

※1： $\sqrt{t}$ t =経過時間（20 年）

※2：農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】

（2）ひび割れ補修工（低圧注入工法）

低圧注入工に用いる材料は樹脂系とし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

ひび割れ注入材（樹脂系ひび割れ注入材）

試験方法等		規格値
注入性の試験	JIS K 6833	粘度 $1.0\text{Pa}\cdot\text{s}$ 以下又は チキソトロピー係数 4 ± 1
可使時間の試験	温度上昇法	可使視時間 30 分以上
硬化収縮試験	JIS A 6024	硬化収縮率 3%以下
付着強度試験	JIS A 6024	各試験条件における接着強さ
		標準条件（乾燥面） 6.0N/mm ² 以上
		特殊条件（湿潤面） 3.0N/mm ² 以上

（3）断面修復工（左官工法）

断面修復工に用いる材料は無機系とし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

断面修復材（ポリマーセメントモルタル（繊維入り））

試 験 方 法 等		規 格 値	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下（中性化速度係数 $18\text{ mm}/\sqrt{t}^{※1}$ 以下）	
付着強度試験	JSCE-K561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20\pm2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $60\pm10\%$ 以上で 7 日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数は 10 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5 N/mm^2 以上
		多湿条件	
		低温条件	
		水中条件	1.0 N/mm^2 以上
		乾湿繰返し条件	
温冷繰返し条件			
圧縮強度試験	JSCE-K561（28 日養生）	21.0 N/mm^2 以上	
長さ変化率試験	JIS A 1129 供試体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23\pm2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $50\pm5\%$	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢 28 日の長さ変化率が 0.05% 以下	
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験（案） ^{※2} （材齢28日、10時間経過後）	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.0 以下	

試験方法等		規格値
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件：凍結融解 300サイクル	相対動弾性係数 85%以上

※1： $\sqrt{t}$ t=経過時間 (20年)

※2：農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】

(4) 目地補修工 (目地成型ゴム挿入工法)

目地補修工に用いる材料は成型ゴムとし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

目地補修用成型ゴム

試験方法等		規格値	
促進耐候性試験	JIS K 6266試験条件:キセノンアークランプ式4,000時間(放射照度60W/m ² 、測定波長域300～400nm)又は、サンシャインカーボンアーク灯式2,400時間(放射照度255W/m ² 、測定波長域300～700nm、パネル温度63℃)	ひび割れ、変色等がないこと	
耐オゾン劣化試験	JIS K 6259 静的オゾン劣化試験 5.4.2.a) き裂状態観察法試験条件:オゾン濃度 50pphm、試験温度 40℃、引張ひずみ 50%、試験時間 96時間	JIS K 6259 付属書 1 によるき裂の評価で、A-1 を限度とする	
成型ゴム露出表面の応力状態(引張応力)	目地成型ゴム挿入工法(品質規格Ⅰ型)の耐オゾン性試験方法(案)	FEM 解析又は歪み測定において、成型ゴム露出表面に引張応力(又は引張歪み)が働かないこと	
	目地成型ゴム挿入工法(品質規格Ⅱ型)の耐オゾン性試験方法(案)	歪み測定又は FEM 解析等において、成型ゴム露出表面に働く引張応力(又は引張歪み)が、同種ゴムの屋外における実績以下であること	
耐熱老化試験	JIS K 6257 試験条件:試験温度 70℃、試験時間 96 時間	伸び変化率 -20%以内	
脱落抵抗性試験	目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法(案)	1.0N/mm ² (MPa) 以上	
接着材の付着強度試験	JSCE-K561 準拠供試体:表面被覆材の代わりに接着材を所定量塗布する。水中条件における養生条件:供試体作成後、温度 20±2℃、相対湿度 60±10%で 7 日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。サイクル数;乾湿及び温冷繰返し回数 20 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5 N/mm ² 以上
		多湿条件	
		低温条件	
		水中条件	1.0 N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件	
		温冷繰返し条件	
成型ゴムの圧縮永久歪み試験	JIS K 6262 試験条件:試験温度 70℃、試験時間 24 時間、試験片を圧縮する割合 25%	圧縮永久歪み 30%以下	

試験方法等		規格値
止水性試験	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案)(試験水圧0.1MPa、水圧保持時間3分間)	漏水が認められないこと

(5) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等(工事看板、掲示板等含む)においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物	備考
ポリマーセメントモルタル(繊維入り)	試験成績書・カタログ	
樹脂系ひび割れ注入材	試験成績書・カタログ	
目地補修用成型ゴム	試験成績書・カタログ	
プライマー(ひび割れ補修工)	試験成績書・カタログ	
プライマー(目地補修工)	試験成績書・カタログ	
接着剤(目地補修工)	試験成績書・カタログ	
ステップ	試験成績書・カタログ	
土木シート	試験成績書・カタログ	

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前又は施工完了後に監督職員の検査を受けなければならない。なお、その他材料については、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
表面被覆工補修材(ポリマーセメントモルタル(繊維入り))	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後
ひび割れ補修材	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後
断面補修材(ポリマーセメントモルタル(繊維入り))	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後
目地補修用成型ゴム	外観、形状、寸法	搬入時抽出検査
各種プライマー	外観・数量	現場搬入時
	空缶数量	施工完了後
接着剤	外観・数量	現場搬入時
	空缶数量	施工完了後

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職

員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
仮設材（敷鉄板）	t22×1524×6096	石巻市

第9章 施工

1 一般事項

（１）検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり検測又は確認を受けるものとする。

イ 施工段階確認を受けようとするときは、監督職員に施工段階確認願いを提出するものとする。また、確認後は確認簿と確認記録を提出するものとする。

ウ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	備考
下地処理工 （高圧洗浄後）	外観、付着強度	初期施工段階で1箇所 （左右側壁及び底版の3点）	
表面被覆工 （吹付工法）	外観、被覆厚さ	初期施工段階で1箇所 （左右側壁及び底版の3点）	
ひび割れ補修工 （低圧注入工法）	長さ、外観	初期施工段階で1箇所	
断面修復工 （左官工法）	はつりの長さ・幅及び厚さ、外観、鉄筋処理状況	初期施工段階で1補修箇所	
目地補修工 （目地成型ゴム挿入工法）	切削幅及び深さ、外観	初期施工段階で1箇所 （左右側壁及び底版の3点）	

2 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート 殻	(有)親和建設 中間処理施設	登米市米山町字善王寺武道ヶ崎 60-1、61-1	8時～ 16時30分	再資源化 施設業者
廃ブラ（土木シート）	(株)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字荻窪 32-3, 4, 6, 7, 8, 9, 33-1, 2, 36-2, 62-1, 63	8時～ 16時30分	再資源化 施設業者
廃ブラ（土木シート除く）	(株)佐々重 登米リサイクルセンター	登米市迫町新田字下十五丸 19-1	8時～ 16時30分	再資源化 施設業者
汚泥	(株)環境施設 未来 リサイクルセンター	宮城郡松島町桜渡戸真言 20	8時～ 16時30分	再資源化 施設業者

3 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4 表面被覆工（吹付工法）

（1）補修範囲の確認

補修範囲は、契約図面に示すとおりと考えている。施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲を確認するものとする。なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

（2）準備工

ア 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。

イ ひび割れ箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

（3）下地処理工

ア 高圧・超高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥、藻、苔並びに油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

イ 標準洗浄圧は100MPaを想定しているが、予め試験施工を行い所定の付着強度が確保できるか確認し、監督職員に報告しなければならない。

（4）表面被覆工

ア 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。

イ 不陸調整

不陸（凹凸）の調整は、表面被覆工に使用する材料により本施工と一体的に行うものとする。

ウ 被覆工

吹付機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。吹付作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打ち継ぎ有効時間内に終了させなければならない。なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

エ 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、むらのないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。

オ 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう仮囲い屋根を設けるものとする。なお、外気温が5℃未満になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

カ 被覆材の材料使用量確認について

被覆材の材料使用量については、過年度工事を参考として計上しており、施工時の飛散、練り混ぜ機器等に残るロス及び、高圧洗浄後の凹凸を解消する材料使用量を含んでいる。なお、凹凸量等は一様ではないため、使用した材料の空袋については、施工完了後に監督職員の確認を受け実績精査するものとする。

5 ひび割れ補修工（低圧注入工法）

（1）補修範囲の確認

補修範囲は、施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲を確認するものとする。

なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

（2）準備工

ア 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。

イ ひび割れ箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

ウ ひび割れ部のコンクリート表面については、ワイヤーブラシ等により幅 50mm 程度の範囲でレイタンス、塵芥を丁寧に除去するものとする。

（3）注入工

ア 注入用器具（座金等を含む）をひび割れ上に接着剤（シーリング材）により、注入期間離脱しないよう丁寧に取り付けなければならない。

イ 注入用器具取り付け箇所以外のひび割れ部については、注入材が漏れないようシーリング材により処理するものとする。

ウ シーリング材の硬化後、注入圧力 0.4N/mm² 以下で注入材を注入するものとする。

エ 注入後は、注入材を取り付けた状態でシート等による養生を行うものとする。

オ 注入材が硬化した後は、注入材を撤去し、ディスクサンダー等によりシーリング材を撤去し、平滑に仕上げるものとする。

6 断面修復工（左官工法）

（１）補修範囲の確認

補修範囲は、施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲を確認するものとする。なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

（２）準備工

ア 施工に支障となる草等については、丁寧に除去するものとする。

イ 断面補修箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

（３）下地処理

コンクリート剥離部など弱部の除去は人力により丁寧に撤去するものとする。なお、高圧洗浄による弱部の除去が必要な場合には、監督職員と協議うえ契約変更の対象とする。

（４）断面修復工

ア 下地処理後、監督職員と立会のうえコンクリートカッター、はつり、修復工範囲等を決定するものとする。

イ コンクリート剥離部など脆弱部を四角に囲むように深さ 30mm 程度にコンクリートカッターにより切断するものとする。

ウ はつりに当たっては、構造物の耐力に影響を与えないよう行うものとするが、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。

エ はつり等により鉄筋の露出が確認された場合は、契約図面に示すとおり施工するものとするが、これにより難しい場合には錆の除去方法及び防錆材の塗布等について監督職員と協議するものとする。

オ 断面修復材（ポリマーセメントモルタル（繊維入り））は左官コテにより塗布するものとするが、断面修復の厚さが 30mm を超えるような場合には、数回に分けて塗布するものとする。

カ 表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう仮囲い屋根を設けるものとする。なお、外気温が 5℃未満になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

キ 被覆材の材料使用量確認について

被覆材の材料使用量については、過年度工事を参考として計上しており、施工時の飛散、練り混ぜ機器等に残るロス及び、高圧洗浄後の凹凸を解消する材料使用量を含んでいる。なお、凹凸量等は一様ではないため、使用した材料の空袋については、施工完了後に監督職員の確認を受け実績精査するものとする。

7 目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

（１）補修範囲の確認

補修範囲は、全ての目地を対象としているが、施工に先立ち監督職員と立会のうえ補

修範囲を確認するものとする。なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

(2) 準備工

ア 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。

イ 断面補修箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

(3) 成型ゴム挿入工

ア 目地に沿って幅 50mm 程度、深さ 50mm 程度にコンクリートカッターにより切断し、コンクリートチッパー等により箱抜きを行うものとする。

イ 箱抜き内部の切粉等をワイヤーブラシ、刷毛等で丁寧に除去した後にプライマーを丁寧に塗布するものとする。

ウ 成型ゴムの挿入に当たっては、事前に整形ゴム側面に接着剤を塗布し、箱抜き部にねじれが生じないよう丁寧に成型ゴムを挿入するものとする。なお、1 施工目地には連続した成型ゴムを用いるものとし、複数の成型ゴムを突き合わせにより施工する場合には、監督職員の承諾を得なければならない。

エ 目地挿入部に段差がある場合及び水路断面屈曲部にかかる場合の施工については、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

オ 露出する目地端部については、シーリング材により防水（漏水）処理をしなければならない。

8 試験施工

下地処理の着手に当たっては、事前に、洗浄水圧及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度と摩耗（凹凸）量を確認するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

(1) 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

(2) 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設水路表面の摩耗（凹凸）調査を以下により実施するものとする。なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項目	下地処理	下地処理後	
		凹凸調査	付着強度試験
試験位置	開水路 1 地点	同左	同左
施工場所 (1 地点当たり)	左右側壁 1 箇所	同左	同左
	底版 1 箇所	同左	同左
施工範囲 (1 箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3 個

項目	下地処理	下地処理後	
		凹凸調査	付着強度試験
調査方法	1箇所毎に噴射圧力を3ケース調査	側線間隔6cm格子毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力1ケース毎に、左右側壁及び底版の全3箇所について、それぞれ3個の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上、 底版：3個の平均値は1.0N/mm ² 以上。かつ個々の値は0.85N/mm ² 以上。

第10章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札公告による。

2 施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。なお、管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員の指示によるものとする。

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

ア 補修工に係る施工管理基準については、次によらなければならない。

①出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

下地処理工（高圧洗浄後）

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
外観	表面に付着がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。		施工延長概ね 50～100m ごとに1箇所の割合で処理面を目視確認する。

表面被覆工（吹付工法）

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
被覆厚さ	側壁+3mm －0mm 底版+7mm －0mm	側壁－0mm 底版－0mm	施工延長概ね 50m ごとに1箇所の割合で測定する。1箇所につき左右側壁及び底版の3点を測定する。
外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。		施工延長概ね 50m～100m ごとに1箇所の割合で被覆面を目視確認する。

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
面積	—	施工面積 ≥設計面積	全施工面積について、断面が 変化する毎に展開図又はその 他の方法により測定（求積） し、確認する。

ひび割れ補修工（低圧注入工法）

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
延長	—0mm	—0mm	各補修箇所とする。
注入量	設計量以上	設計量以上	注入総量を確認する。

断面修復工（左官工法）

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
長さ	—0mm	—0mm	各補修箇所とする。
幅	—0mm	—0mm	各補修箇所とする。
厚さ	—0mm	—0mm	各補修箇所とし、1箇所につき 4点測定する。但し、小規模補 修（概ね 1m ² 未満）は 1 点測 定する。
外観	施工面に浮き、ひ び割れ、硬化不良 がなく、平滑に仕 上がっているこ と。	同左	各補修箇所を目視確認する。
面積	—	施工面積≥ 設計面積	各施工面積について、展開図 又はその他の方法により測定 （求積）する。

目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
切削幅	+0mm —2mm	+0mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右側壁中央付近 及び底版中央付近の計 3 箇所
切削深さ	—0mm	—0mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右側壁中央付近 及び底版中央付近の計 3 箇所
延長	—0mm	—0mm	各補修箇所とする。
外観	目地材が目地部 にねじれなくまっ すぐに挿入されて いること。	同左	各補修箇所とする。

鉄筋防錆工

項 目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準
外観	錆除去：鉄筋に錆がないこと。 防錆材塗布：塗り残し、塗りむら等 がないこと。		各補修箇所とする。

②撮影管理

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

下地処理工

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁及び底版）を撮影する。

表面被覆工（吹付工法）

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

ひび割れ補修工（低圧注入工法）

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

断面修復工（左官工法）

工 種	撮影基準	撮影箇所
断面補修工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
	全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
鉄筋防錆工	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。

目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

工 種	撮影基準	撮影箇所
切削工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）、水路側壁外からの湧水部がある場合は、止水又は導水の状況が判別できるように撮影する。
目地設置	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、補修箇所の延長を撮影する。
	全 1 回	材料（プライマー、塗布材、成型ゴム等）の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。

③品質管理

品質管理は以下のとおりとする。ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

下地処理工

試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値	試験（測定）基準
付着強度	単軸引張 試験	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上 底版：3個の平均値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の 値は0.85N/mm ² 以上	下地処理後500m ² ごとに3箇所（左 右側壁及び底版）、1箇所当たりの 試験数は3個

表面被覆工（吹付工法）

試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値	試験（測定）基準
圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作製：表面被覆工施工中 の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500m ² ごとに1回 ③試験体：円柱供試験体（φ50mm× 100mm）を1回につき3本採取作成1 日後に脱型し、材齢28日まで20℃± 2℃の水中養生
付着強度	単軸引張 試験	側壁：個々の値が1.0N/ mm ² 以上 底版：3個の平均値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々 の値は0.85N/mm ² 以上	表面被覆後500m ² ごとに3箇所（左 右側壁及び底版）、1箇所当たりの 試験数は3個

断面修復工（左官工法）

試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値	試験（測定）基準
圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	断面修復施工時 ①試験体の作製：補修工施工中の材 料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：施工延長概ね50～100 m毎に1回 ③試験体：円柱供試験体（φ50mm× 100mm）を1回につき3本採取作成1 日後に脱型し、材齢28日まで20℃± 2℃の水中養生

④管理方式

出来形管理及び品質管理の管理方式は、監督職員が別に示す様式により行うものとする。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） ６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品する。なお、受注者は納品時に URL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出する。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

４ 工事現場等における遠隔確認について

（１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

（２）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 排水量に変更が生じた場合
- (2) 濁水処理対策が必要となった場合
- (3) 歩掛調査、諸経費動向調査等を追加する場合
- (4) 第三者との協議により変更が生じた場合
- (5) 架空線の防護措置における防護管設置に係る費用について、架空線管理者との協議により必要となった場合
- (6) 雪寒仮囲いの設置方法に変更が生じた場合
- (7) 除雪工が必要となった場合
- (8) 現地調査により補修が必要となった場合
- (9) 関連工事との調整によるもの
- (10) その他

第12章 その他

1 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表する。

2 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

ア V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- (ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- (ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

ア 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- (ア) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
- (イ) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- (ウ) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- (オ) 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- (カ) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

ア 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）によりに通知する。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

ウ V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

カ 前項の変更を行う場合においては V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カの V E 管理費については、変更しないものとする。ただし

双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（５）ＶＥ提案書の使用

受注者は、ＶＥ提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有する。

（６）責任の所在

発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

３ 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第１編１－１－39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副２部

４ 主任技術者等の専任期間

- （１）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （２）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （３）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

５ 部分払いについて

本工事において、中間前払金に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－４「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

６ 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- （１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

（４）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに東北農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

（６）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

7 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（１）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（２）用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日

から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}^{\ast 1} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast 2}$$

$\ast 2$ 補正係数：1.2

(※1) 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

8 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 便房内寸法 900×900 mm以上(面積ではない)

ス 擬音装置(機能を含む)

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議する。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出する。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出する。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）

計上項目	実施する内容（率計上分）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設値及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

10 週休2日による施工

（１）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（２）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（３）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、

必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休2日 〔現場閉所1週間に2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事務所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11 週休2日制の促進

本工事は週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

12 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じると考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調

整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出する。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議する。

13 共通仮設费率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費：建設機械の運搬費
- 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

15 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

[事務所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は 長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－ 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 導水路				
(1) 高圧洗浄工				
1) 高圧洗浄工	100Mpa	m ²	617	
2) 高圧洗浄用水		m ³	17	
(2) 表面被覆工				
1) 表面被覆工（吹付）	ポ リマーセメントモルタル（繊維入り）、側壁、t＝8mm	m ²	404	
2) 表面被覆工（吹付）	ポ リマーセメントモルタル（繊維入り）、底板、t＝12mm	m ²	213	
3) 養生		式	1	
(3) 断面補修工				
1) コンクリートカッター工	t＝30mm程度	m	45.6	
2) コンクリートはつり工	壁 3<t≤6	m ²	2.6	
3) 断面補修工	ポ リマーセメントモルタル（繊維入り）	m ²	2.6	
4) 養生		式	1	
5) 鉄筋防錆工		m	8.3	
6) 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）		m ³	0.1	
(4) ひび割れ補修工				
1) 低圧注入工	エポキシ樹脂系シーリング材、湿润面対応エポキシ樹脂系注入材	m	3.0	
(5) 目地補修工				
1) 成型ゴム挿入工	50×50	m	19.4	
(6) 堆積物撤去工	高圧洗浄後			
1) 汚泥処理工		m ³	1	
2. 堤外取付水路工				
(1) 高圧洗浄工				
1) 高圧洗浄工		m ³	652	
2) 高圧洗浄用水		m ³	18	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)表面被覆工				
1)表面被覆工 (吹付)	ポ リマーセメントモルタル (繊維入り)、側壁、t=8mm	m ²	341	
2)表面被覆工 (吹付)	ポ リマーセメントモルタル (繊維入り)、底板、t=12mm	m ²	311	
3)養生		式	1	
(3)断面補修工				
1)コンクリートカッター工	t =30mm程度	m	6.0	
2)コンクリートはつり工	壁 3<t≤6	m ²	0.5	
3)断面補修工	ポ リマーセメントモルタル (繊維入り)	m ²	0.5	
4)養生		式	1	
5)鉄筋防錆工		m	0.9	
6)殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)		m ³	0.1	
(4)目地補修工				
1)成型ゴム挿入工	50×50	m	10.0	
(5)堆積物撤去工	高圧洗浄後			
1)汚泥処理工		m ³	1	
3. 取水樋門				
(1)断面補修工				
1)コンクリートカッター工	t =30mm程度	m	13.7	
2)コンクリートはつり工	壁 3<t≤6	m ²	0.6	
3)断面補修工	ポ リマーセメントモルタル (繊維入り)	m ²	0.6	
4)養生		式	1	
5)鉄筋防錆工		m	1.2	
6)殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)		m ³	0.1	
(2)ひび割れ補修工				
1)充填工	エポキシコーキング材	m	2.7	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
4. 吸水槽				
(1)断面補修工				
1)コンクリートカッター工	t =30mm程度	m	1.2	
2)コンクリートはつり工	壁 3<t≤6	m ²	0.1	
3)断面補修工	ポ リマーセメントモルタル (繊維入り)	m ²	0.1	
4)養生		式	1	
5)鉄筋防錆工		m	0.3	
6)殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)		m3	0.1	
(2)ひび割れ補修工				
1)低圧注入工	エポキシ樹脂系シーリング材、湿潤面 対応エポキシ樹脂系注入材	m	14.1	
2)充填工	エポキシコーキング材	m	4.2	
(3)目地補修工				
1)成型ゴム挿入工	50×50	m	11.4	
5. 吐水槽				
(1)断面補修工				
1)コンクリートカッター工	t =30mm程度	m	44.3	
2)コンクリートはつり工	壁 t≤3	m ²	0.3	
3)コンクリートはつり工	壁 3<t≤6	m ²	4.0	
4)断面補修工	ポ リマーセメントモルタル (繊維入り)	m ²	4.3	
5)養生		式	1	
6)鉄筋防錆工		m	0.3	
7)殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)		m3	0.5	
(2)ひび割れ補修工				
1)低圧注入工	エポキシ樹脂系シーリング材、湿潤面 対応エポキシ樹脂系注入材	m	5.0	
2)充填工	エポキシコーキング材	m	7.6	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
6. 排水樋門				
(1)断面補修工				
1)コンクリートカッター工	t =30mm程度	m	9.400	
2)コンクリートはつり工	壁 t ≤3	m ²	1.0	
3)コンクリートはつり工	壁 3<t ≤6	m ²	0.1	
4)断面補修工	ポ リマーセメントモルタル（繊維入り）	m ²	1.1	
5)養生		式	1	
6)殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）		m3	0.1	
(2)ひび割れ補修工				
1)低圧注入工	ポ ー キ シ樹脂系シーラ材、湿潤面 対応ポ ー キ シ樹脂系注入材	m	1.8	
2)充填工	エポキシコーキング材	m	1.1	
7. ネットフェンス撤去・再設置				
(1)ネットフェンス撤去・再設置	導水路			
1)ネットフェンス撤去		m	77.4	
2)ネットフェンス設置		m	77.4	
8. 仮設工				
(1)工事用道路（旧迫川側）				
1)道路補修工		m ²	879	
2)土木シート	敷設～撤去	m ²	1,020	
3)積込		m3	522	
4)土砂等運搬		m3	522	
5)路床盛土		式	1	
6)敷鉄板設置撤去	設置～賃料～撤去	m ²	1,530	
7)掘削		m3	522	
8)積込		m3	522	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
9)土砂等運搬		m3	522	
(2)工事用道路 (旧迫川旧河川側)				
1)敷鉄板設置撤去	設置～賃料～撤去	m ²	325	
(3)仮締切工 (旧迫川側)				
1)大型土のう	製作～設置～撤去	m3	87	
(4)仮締切工 (旧迫川旧河川側)	旧河川締切			
1)大型土のう	製作～設置～撤去	m3	34	
(5)仮囲い工				
1)仮囲い工	A型開渠工	m ²	761	
(6)足場工				
1)キャスター付き		掛m ²	9	
2)排水・取水樋門門柱		掛m ²	121	
(7)水替工				
1)水替工	導水路	箇所	1	
2)水替工	堤外取付水路	箇所	1	
3)水替工	吐水槽	箇所	1	
(8)安全費				
1)交通誘導警備員	B	人	100	
9. その他				
(1)運搬費				
1)共通仮設 (積上げ)				
運搬費				
仮設材輸送		ton	320.80	
(2)技術管理費				
1)共通仮設 (積上げ)				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリート補修工事における品質管理試験				
単軸引張試験	下地処理施工後	箇所	9	
単軸引張試験	表面被覆工施工後	箇所	9	
圧縮強度試験	表面被覆工施工後	回	3	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （1）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （2）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （3）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （4）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （5）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。
なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
 - 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

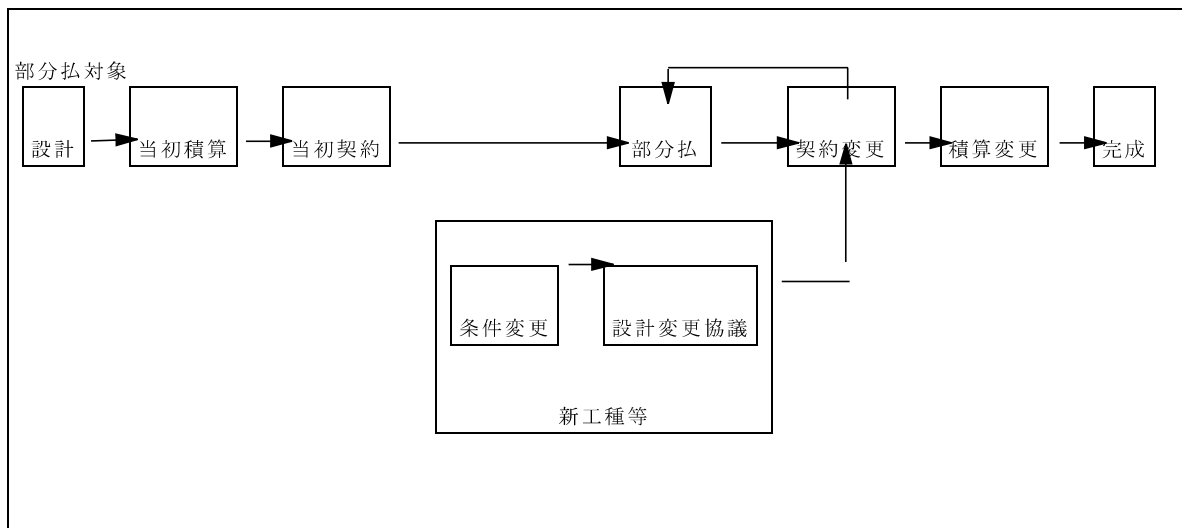
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の¹内の文を記載するものとする。

(記載例)

(○) 一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 （ 4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ (工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇〇工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前 払 金 請 求 額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

出 来 高
工 事 期 間
認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

交通誘導警備員配置図

別図ー1

平面図
S=1:500

S=図示

小里字岸ヶ森東

太田字新地

小里字琵琶首

河川区域

●：交通誘導警備員配置位置

※標高はT.P.
NO. -2-8. 840~NO. 19+21. 500

工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業 旧迫川地区 琵琶揚水機場改修(その1) 工事		
図面名	交通誘導警備員配置図		
作成年月日			
尺 度	S=図示	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		

別図-2

仮廻し道路
(町道 吉住長根線、新地橋)

平面図

S=1/200

新地橋

縦断面図

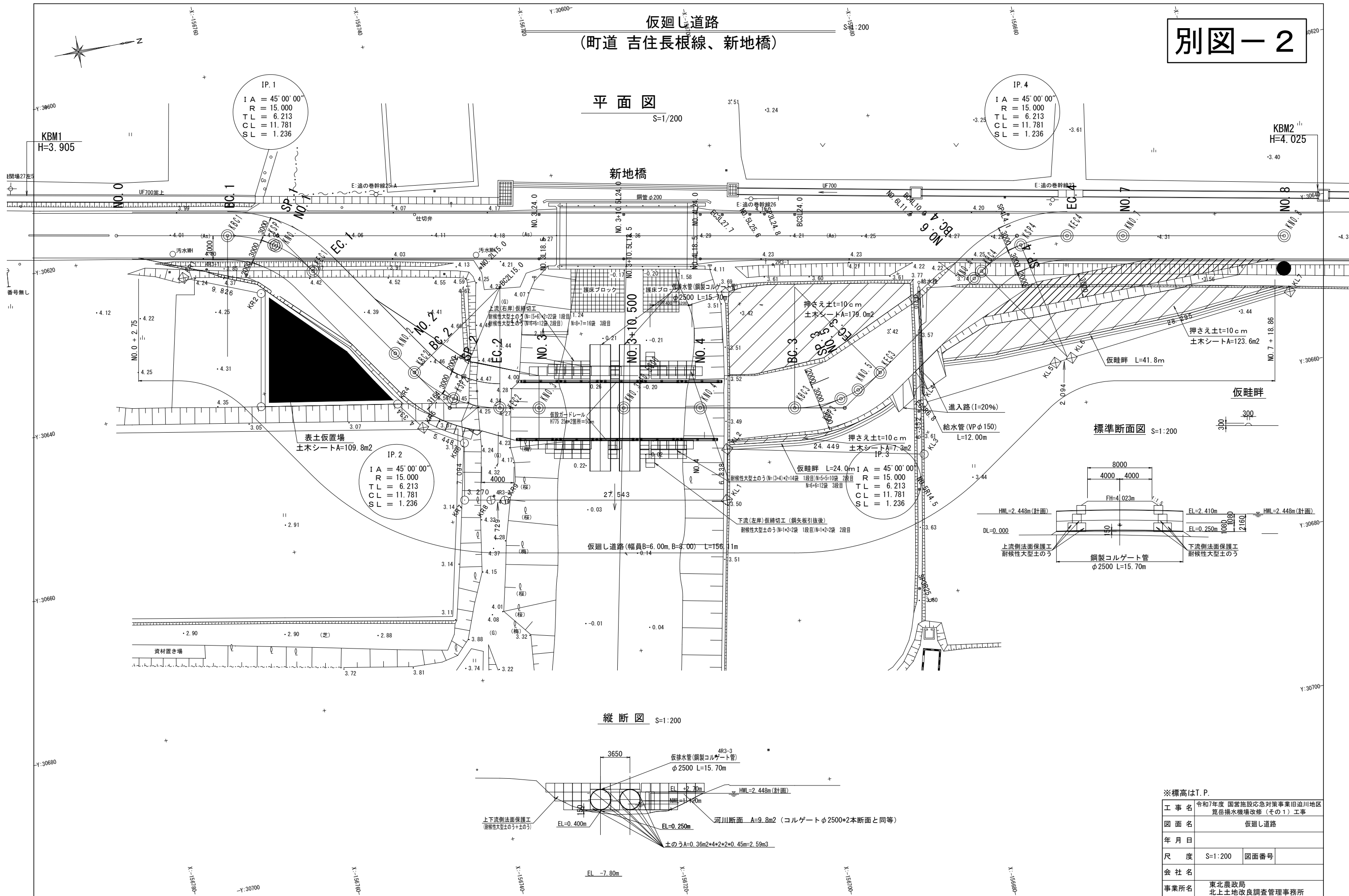
S=1:200

標準断面図

S=1:200

※標高はT.P.

工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区 箕岳揚水機場改修 (その1) 工事		
図面名	仮廻し道路		
年月日			
尺度	S=1:200	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所		



工事用地図（1／2）

別図－3

平面図

S=1:500

S=図示

小里字琵琶首

河 川 区 域

工事用地

工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業 旧迫川地区 箕岳揚水機場改修(その1)工事		
図面名	工事用地図（1／2）		
作成年月日			
尺 度	S=図示	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		

工事用地図（2／2）

平面図
S=1:500

S=図示

小里字岸ヶ森東

太田字新地⁶¹

小里字琵琶首

河川区域

工事用地

※標高はT. P.
NO. -2~8. 840~NO. 19+21. 500

工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業 旧迫川地区 麓岳揚水機場改修(その1) 工事		
図面名	工事用地図（2／2）		
作成年月日			
尺 度	S=図示	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		

別添

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事務時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10 年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和7年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区

籠岳揚水機場改修（その1）工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	籠岳揚水機場 位置図	1	
2	籠岳揚水機場 施設位置図	1	
3	籠岳揚水機場 導水路 補修図	1	
4	籠岳揚水機場 導水路 内空面補修展開図	1	
5	籠岳揚水機場 堤外取付水路・樋門・樋管 補修図	1	
6-1/4	籠岳揚水機場 取水樋門 補修図（1／4）	1	
6-2/4	籠岳揚水機場 取水樋門 補修図（2／4）	1	
6-3/4	籠岳揚水機場 取水樋門 補修図（3／4）	1	
6-4/4	籠岳揚水機場 取水樋門 補修図（4／4）	1	
7	籠岳揚水機場 吸水槽 補修図	1	
8-1/2	籠岳揚水機場 吐水槽 補修図（1／2）	1	
8-2/2	籠岳揚水機場 吐水槽 補修図（2／2）	1	
9-1/2	籠岳揚水機場 排水樋門 補修図（1／2）	1	
9-2/2	籠岳揚水機場 排水樋門 補修図（2／2）	1	
10-1/3	籠岳揚水機場 補修工標準図（1／3）	1	
10-2/3	籠岳揚水機場 補修工標準図（2／3）	1	
10-3/3	籠岳揚水機場 補修工標準図（3／3）	1	
11-1/5	籠岳揚水機場 仮設図（1／5）	1	
11-2/5	籠岳揚水機場 仮設図（2／5）	1	
11-3/5	籠岳揚水機場 仮設図（3／5）	1	
11-4/5	籠岳揚水機場 仮設図（4／5）	1	
11-5/5	籠岳揚水機場 仮設図（5／5）	1	
計		22	